

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしています!

埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.20

2011年9月14日発行



8月28日の生存権学習会で報告する吉廣弁護士

裁判所から和解の相談

申請第一の争点  
要保護状態はあつた

裁判は、8月31日午後10時30分から始まり、傍聴者31名の参加でした。今回は、裁判官の構成が変わったため、改めて争点整理の弁論が行われました。

本件の第一の争点は、第5準備書面の要約として、争点整理の陳述が行なわれました。本件の第一の争点は、生活保護の開始要件である、要保護状態にあります。

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、19回の口頭弁論が行われています。8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われました。原告弁護団より、今までの裁判の論点整理をしたもののが説明されました。その後、裁判長より和解の話しがあり、次回弁論準備期日の9月21日は、非公開の和解の相談となりました。口頭弁論期日は、埼玉社保協のホームページで9月25日以降、ご確認下さい。

## 裁判官の構成変更で弁論更新手続き

要保護状態について述べたかどうかです。されでは不明だと主張されています。しかし、生活保護の申請がされれば要判定を行なうために申請者の生活状況が調査され、要保護状態の把握が可能です。

そこで、被告側代理人が大きな声で「異議」と発言しました。そして、こういう画面を使って原告が主張を伝えるならば、被告の主張はどうなるのか、こうした説明は傍聴者への受け狙いだといつて、原告側は直接で確認されていましたが、どうかではなく、客観的な要保護状態であつたかどうかが争点だと主張しています。

裁判長から原告の陳述は25分間ということがどうかが争点だと主張が行なわれています。次に、申請の有無についてです。申請があつたのに生活保護の手続きを開始しなかつたときを開始しなかつたと主張していれば、開始決定義務違反となります。原告側は、原告は申請を行なつたと主張していれば、開始決定義務違反となります。また、申請が行なわれていなかつたと主張しても、被告には相談を行なつたと主張していれば、申請の援助を行ないます。また、申請が行なわれるが、被告诉者は対して生活保護制度に適切に説明を行ないます。また、申請が行なわれるが、被告诉者は対して生活保護制度に適切に説明を行なわなければなりません。また、申請が行なわれるが、被告诉者は対して生活保護制度に適切に説明を行なわなければなりません。

ここで、被告側代理人が大きな声で「異議」と発言しました。そして、こういう画面を使って原告が主張を伝えるならば、被告の主張はどうなるのか、こうした説明は傍聴者への受け狙いだといつて、原告側は直接で確認されていましたが、どうかではなく、客観的な要保護状態であつたかどうかが争点だと主張が行なわれています。次に、生活保護受給者に對して生活保護制度に適切に説明を行なう義務、説明助言義務があるのです。正しい説明を行なわなければなりません。また、申請が行なわれるが、被告诉者は対して生活保護制度に適切に説明を行なわなければなりません。

## 転住宅費の不支給

次に、生活保護受給開始決定後の争点についてです。住居費の不支給と転居指導についてが争点です。住居費の不支給は、家賃を支払えない状態の継続を意味します。住居費の不支給は、不必要的県外への転居と、その際に転居の通知を転居先に行なわなければなりません。転居先に行なわなければなりません。転居先に行なわなければなりません。

ここで、被告側代理人が大きな声で「異議」と発言しました。そして、こういう画面を使って原告が主張を伝えるならば、被告の主張はどうなるのか、こうした説明は傍聴者への受け狙いだといつて、原告側は直接で確認されていましたが、どうかではなく、客観的な要保護状態であつたかどうかが争点だと主張が行なわれています。次に、生活保護受給者に對して生活保護制度に適切に説明を行なう義務、説明助言義務があるのです。正しい説明を行なわなければなりません。また、申請が行なわれるが、被告诉者は対して生活保護制度に適切に説明を行なわなければなりません。



## 100名参加の生存権学習会

## 保護開始前の経過

ことができず、妻も看病と精神科への通院で働くことができる、長男はアルバイトを始めたがまだ収入がなく、長次女は中学2年生で働くことはできないといふ、収入は全く無い状態でした。水道及び電気料金は滞納し、中学の学費も払えず、医療費もほとんど支払えない状態でした。それらの状況については、客観的な証拠で確認されています。そして、面接記録票でも生活が苦しいことが確認されています。しかし、証拠

として提出したがんセンターのカルテには、世帯原告訴が福祉課で親族で助け合うように言われ生活保護は受けられないと言われたという記述があります。そして当時の面接を担当した証人も、申請を受理するかどうかはケースワーカーが相談して決めていたと陳述しており、組織的な申請権の侵害があつたことが確認されています。

**②平成17年3月22日**

面接の時点では、世帯の状況は長男の収入が月7万円入るようになつ

③平成17年11月9日の面接の時点では、世帯の状況は長男の収入が月10万円となり、長女から月5～8万円の援助があつたものの、世帯の最低生計費は割り込んでいます。長男がクレジットカードなどから借り入れを行なつて何とか生活費を工面していましたが、水道・電気・ガス料金は滞納が続き、家賃も10ヶ月滞納していました。このときの面接記録には、主訴は「生活費」とあり、相談の内容の

滞納し、立ち退きを迫られている状況です。当時の面接を担当した証人は、身内にまず相談するよう指導しています。ここでも申請権の侵害があつたことが確認されます。

面接で、ケースワーカーが転居後はまずは自分達の力でやってみて、それでもなお生活が苦しいようであれば葛飾区へ生活保護の相談に行つてはどうかと告げ、転居後にもまだ葛飾区に生活保護申請へ行つては駄目だと告げたことも権利侵害であると主張しています。

原告側代理人が陳述を終え、裁判官が被告にも主張があるかと促したところ、被告側代理人は原告の主張は自分の意見を交えて、本裁判所が判断すべき

## 保護開始後の経過

それを遮り 裁判官が原告の陳述に対する批判を述べるのでではなく、これまでの被告の主張の要約を述べるようにと伝えたところ、被側代理人は主張はないと言いました。

たものその他に収入はなく、世帯生計費約27万円は大きく割り込むうえ、家賃等の滞納もあつたことが客観的な証拠から確認されています。また、面接記録の相談の内容欄にも、生活費、医療費のと記載されています。この点について、当時の面接を担当した証人は、前回の内容をコピーし、際の消し忘れだと主張しました。ところが、前回の面接記録にはそうした記載はなく、この証言は虚偽の弁解です。この点でも申請権の侵害があつたことが

欄でも記載されています。また、原告が生活保護の対象となれば骨髄移植の費用が免除されるということを述べています。しかし、被告は親族に今まで以上の援助を求めることが更なる稼働能力の活用など、実現不可能なことを指導していおり、ここでも申請権の侵害があつたことが確認されます。

で申請を受理したものと考  
えられます。

**①平成18年8月23日の保護開始後の経過**

面接記録に原告が自活して生活をしていきた  
いと考えていると述べたとあります。原告はそれ  
は虚偽であると主張しています。また

**②平成18年9月6日の**

第一十一回口 次回裁判期日は、  
日(水)の弁論準備期  
埼玉社保協のホーム  
九月二十五日以降ご

ことを主張しており、時間の無駄だと述べました。それを遮り、裁判官が原告の陳述に対する批判を述べるのではなく、これまでの被告の主張の要約を述べるようにと伝えたところ、被側代理人は主張はない」と述べました。

第二十一回 口頭弁論裁判

次回裁判期日は、二〇一一年九月二十一

日（水）の弁論準備期日の際に決まります。  
埼玉社保協のホームページにアップします。  
九月二十五日以降ご確認下さい。